

四日市市告示第170号

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

四日市市長 森 智 広

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

さくらまつり等事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>案内看板・交通規制看板の作成及び設置、駐車場の補修、各種警備員の配置、仮設トイレの設置、廃棄物の収集処分、照明設備及び電気代等に係る経費</u></p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和6年3月31日</u>に限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策の特例)</p> <p>3 令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事活動を中止した場合は、第2条第1号ハの規定を適用しないこととする。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>照明設備及び電気代、案内看板・交通規制看板の作成及び設置、各種警備員の配置、仮設トイレの設置、廃棄物の収集処分に係る経費</u></p> <p>(2) から (4) まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成33年3月31日</u>に限りその効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症対策の特例)</p> <p>3 令和2年2月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、<u>令和2年2月25日から令和3年4月30日までの</u>地域住民が自ら主催するさくらまつり等の観光・集客・交流目的を有した行事活動を中止した場合は、第2条第1号ハの規定を適用しないこととする。</p>

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

年度さくらまつり等事業費補助金交付申請書

年度において、
補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1. 補助金等交付申請金額 金 円
2. 添付書類
 - (1) 補助事業等の目的、内容等を記載した書類
 - (2) 補助事業等の経費の内訳等を記載した書類
 - (3) その他

第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第12条関係)

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

補助事業等計画変更承認申請書

年 月 日付け四日市市指令 第 号をもって交付決定を受けた標記事業については、補助金額及びその内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事業の名称

2. 交付申請額 円

前回交付決定額 円

変更増減額 円

3. 変更理由

4. 変更内容

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第14条関係)

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

補助事業実績報告書

年 月 日付け四日市市指令 第 号一 で補助金等の交付決定を受けたさくらまつり等事業を完了したので、さくらまつり等事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称
2. 事業内容
別添事業報告書のとおり
3. 添付書類
 - (1) 事業報告書(第7号様式)
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収証等の写し
 - (4) 事業実施を証するもの(写真・広報資料等)
 - (5) その他

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告示の日から施行する。

(シティプロモーション部 観光交流課)